

建設工事における技術者の専任に係る取扱いについて

平成26年4月1日

最終改正 令和7年6月1日

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを、当面の間、以下のとおりする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）（以下「マニュアル」という。）による。

第2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

- 1 マニュアルによる技術者の専任配置の特例は次のとおりである。
 - (1) 専任特例1号
 - (2) 専任特例2号（監理技術者のみ適用）
 - (3) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（主任技術者のみ適用）
 - (4) 複数の工事を同一工事とみなせる場合
- 2 前項第4号は兼務にあたらないため、第1号から第3号の特例を併用できる。
- 3 第1項第2号の規定は、次の各号のいずれにも該当する工事に限り適用できる。
 - (1) 松本市が発注した工事であること（ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該発注機関の長が兼務を認めた場合は、この限りではない。）。
 - (2) 兼務する工事現場が、いずれも松本市内であること。
 - (3) 技術的難易度が高い工事（トンネル、長大橋、美術館）でないこと。
 - (4) 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士でないこと。
 - (5) 発注者が特に兼務できないものと認める工事でないこと。

第3 技術者の専任配置の特例に関する手続等

- 1 技術者兼務届の提出が必要な場合
請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の松本市が発注した工事の技術者が他の工事と兼務する場合は、技術者兼務届（様式第1号）に技術者の兼務に関する誓約事項（様式第2号）を添えて提出するものとする。
- 2 技術者兼務届等の提出時期
 - (1) 新たに松本市が発注した工事において、専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の技術者と兼務する場合は、契約書の提出時（契約方法が一般競争入札（事後審査）の場合は入札参加資格確認申請書の提出時）に契約管財課長に提出するものとする。

- (2) 既に受注している松本市が発注した工事において、専任を要する技術者が、他の工事の技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに松本市発注工事の工事担当課長に提出するものとする。

なお、松本市以外の発注機関の工事が含まれる場合は、当該発注機関の指示に従うものとする。

3 技術者の兼務に関する誓約事項の確認

監督員は、施工時に技術者の兼務に関する誓約事項の確認表（様式第3号）により（様式第2号）の誓約事項が要件に適合しているか確認する。この際、要件に適合していないと認められた場合は、速やかに改善を指示する。

第4 入札手続きにおける取扱いについて

兼務を認めない工事を発注する場合は、入札公告において明示するものとする。

（記載例）建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）に該当する監理技術者の配置は認めない。

第5 適用時期

令和7年6月1日現在、契約中の工事及び同日以降契約する工事に適用する。

附 則

（施行期日）

平成26年4月1日契約中の工事及び同日以降契約する工事に適用する。

附 則

（施行期日）

平成29年1月1日契約中の工事及び同日以降契約する工事に適用する。

附 則

（施行期日）

令和4年8月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

附 則

（施行期日）

令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。